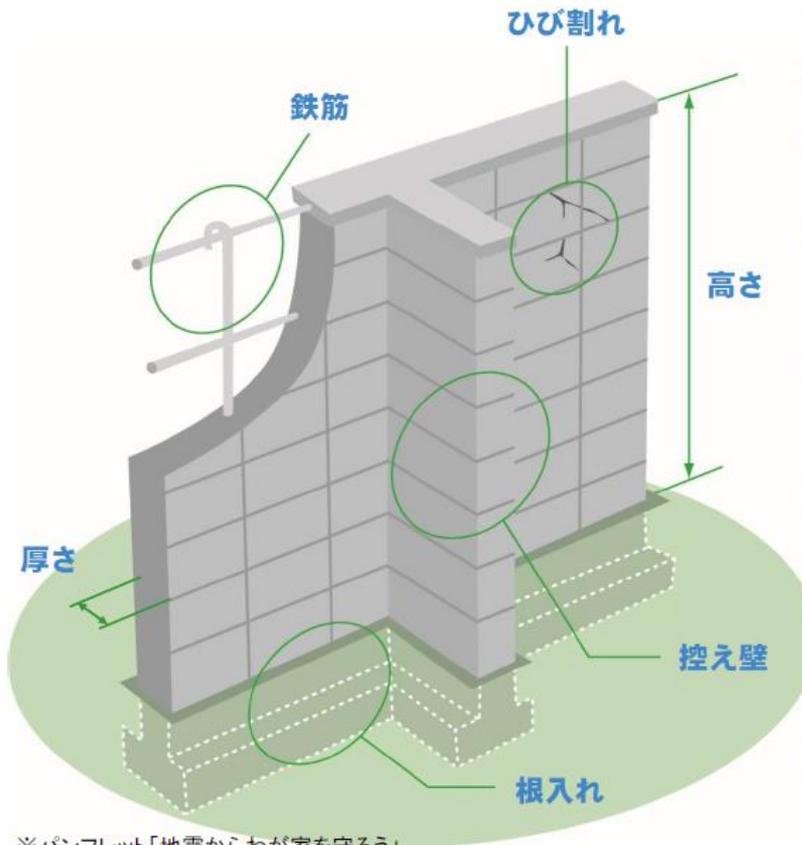


参考 危険ブロック塀等の判断基準（氷見市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱 別表）



※パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013. 1 をもとに
国土交通省において一部変更

別表第1
補強コンクリートブロック造の塀又は門柱の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m以下
2 厚さ	(高さ2m以下の場合) 10cm以上 (高さ2m超2.2m以下の場合) 15cm以上
3 控え壁	(高さ1.2m超の場合) 長さ3.4m以下ごとに、 高さの1/5以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の 根入れ深さ	(高さ1.2m超の場合) 30cm以上
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがない
7 鉄筋の有無	内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下 の間隔で配筋されている
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋 にそれぞれかぎ掛けされている

別表第2 組積造の塀又は門柱の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m以下
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上
3 控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、厚さの1.5倍以上突 出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の 根入れ深さ	20cm以上
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがない

→ 判断基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱を、対象とする。